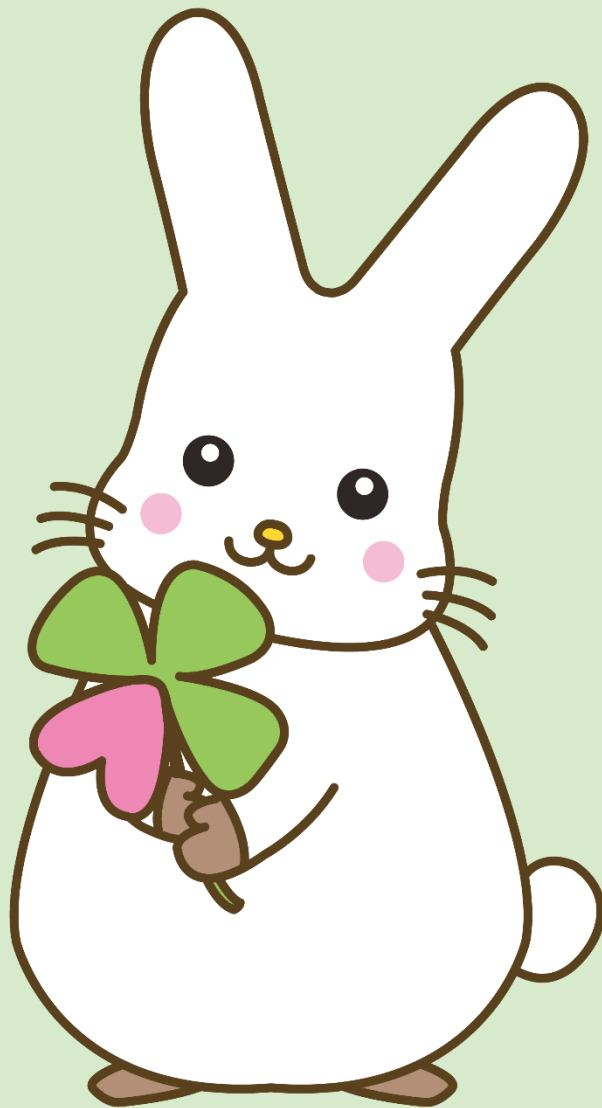


令和7年度

宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書



むなかた子どもの権利相談室
「ハッピークローバー」
マスコットキャラクター
ふくちゃん

宗像市子どもの権利救済委員

はじめに(巻頭言)

心の「声」を聴く ― 子どもの権利を守る第一歩

宗像市子どもの権利救済委員

副島 久満子

子どもたちは、困りごとを抱えていても、最初からスラスラと話すことができるとは限りません。沈黙が続いたり、一見、関係がなさそうな話をしたり、時には強い言葉で感情をぶつけてくることもあります。

そんな時、私たちが最も大切にしているのは、「子どもの声を聴く」ということです。

「聴く」ことは「信じる」こと

子どもの声を聴くとは、大人があらかじめ用意した「正しい答え」に誘導することではありません。たとえそれが大人にとって不都合な内容であっても、あるいは筋が通っていないように聞こえても、まずは「あなたにはそう見えているんだね」「そう感じているんだね」と、その子の世界をそのまま受け止めることです。

子どもにとって、自分の言葉が大人に否定されずに届いたという実感は、「自分は尊重されている」「ここにいていいんだ」という安心感、つまり自己肯定感に直結します。

沈黙もまた、大切な「声」

「何も言いたくない」という拒絶や、長い沈黙。実はそれも、子どもが発している大切な意思表示(声)です。無理に聞き出そうとするのではなく、「話したくなったら、いつでも聴くよ」と、その子のペースを待つこと。その「待つ時間」こそが、子どもの権利を尊重することでもあります。

私たち大人が「聴く」姿勢を持ち続けることで、子どもは初めて、自分の力で一歩を踏み出す勇気を持つことができます。

待てない自分を責めないで

とはいえ、実際に「信じて待つ」のは、とてもエネルギーがいることです。

目の前で子どもが立ち止まっていると、大人は「早くなんとかしてあげたい」と焦り、つい先回りしてアドバイスをしたり、原因を問い詰めたりしてしまいがちです。

もし、あなたが「待てない」と感じてイライラしたり、不安になったりしても、自分を責めないでください。それはあなたがそれだけ真剣に、その子のことを考えている証拠だからです。

そんな時は、少しだけ肩の力を抜いてみませんか。「今、この子は自分の中で答えを探している最中なんだな」と一呼吸置いてみる。大人が「答えを出さなきゃ」というプレッシャーを手放すと、不思議と子どもも話しやすくなるものです。

救済委員として

私たちは、小さくても、形にならなくても、一人一人の「声」に寄り添いながら、子どもも、大人も、この社会に共に生きるメンバーとして、どうすればより幸せに暮らしていくことができるかをこれからも模索していきたいと考えています。

目 次

はじめに（巻頭言） 宗像市子どもの権利救済委員 副島 久満子

1	子どもの権利救済・回復の仕組み	1
(1)	宗像市子どもの権利救済委員	1
(2)	宗像市子どもの権利相談員	1
(3)	救済委員会議	2
(4)	むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」	2
(5)	子どもの権利救済・回復までの流れ	3
2	子どもの権利救済・回復活動の概況	4
(1)	相談活動の概況	4
(2)	救済申立て・発意	9
3	広報・啓発活動	10
(1)	子どもたちへ向けて	11
(2)	市民や地域へ向けて	14
(3)	意見を表明する活動	15
4	子どもの権利救済委員からのメッセージ	16
・	代表救済委員 河内 祥子	16
・	救済委員 奥村 賢一	17
参考資料		
・	むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関するアンケート調査結果	18
・	宗像市子ども基本条例と宗像市子ども施策	24
・	宗像市子ども基本条例	27
・	宗像市子ども基本条例施行規則	30
・	令和7年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	33

I 子どもの権利救済・回復の仕組み

(1) 宗像市子どもの権利救済委員

宗像市子ども基本条例第21条に基づき、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、子どもの権利救済委員を置いています。

体制（令和8年3月31日現在）

河内 祥子（かわち しょうこ）	教育関係者（福岡教育大学 教授）
奥村 賢一（おくむら けんいち）	社会福祉士（福岡県立大学 准教授）
副島 久満子（そえじま くみこ）	弁護士（福岡県弁護士会）

身分	地方自治法第138条の4第3項に規定される市の附属機関です。 活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制としています。
任期	任期は2年で3人以内を市長が選任します（再任を妨げない）。
活動	月1回の定例会議を開催し、子どもの権利侵害事例が発生した場合は、随時活動します。
職務	宗像市子ども基本条例第22条 (1)子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。 (3)子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4)必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。 (5)前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

(2) 宗像市子どもの権利相談員

宗像市子ども基本条例施行規則第6条に基づき、救済委員の職務を補助するため、子どもの権利相談員を置いています。令和8年3月31日現在、2人の相談員（社会福祉士、教員免許保持者で構成）が活動しています。

職務	宗像市子ども基本条例施行規則第6条 (1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2)子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。 (3)子どもの権利の普及に関すること。 (4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
----	---

(3) 救済委員会議

① 開催状況（11回）

令和7年 4月25日、5月9日、6月6日、7月11日、8月29日、9月26日、11月14日、
12月10日

令和8年 1月30日、2月27日、3月24日

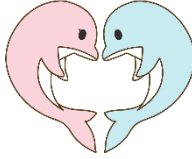
② 主な内容

ケース検討、令和7年度の活動（家庭教育学級、中高生へ向けた啓発活動、意見を表明する活動、ふくちゃんデザインリニューアルなど）、令和8年度の活動ほか

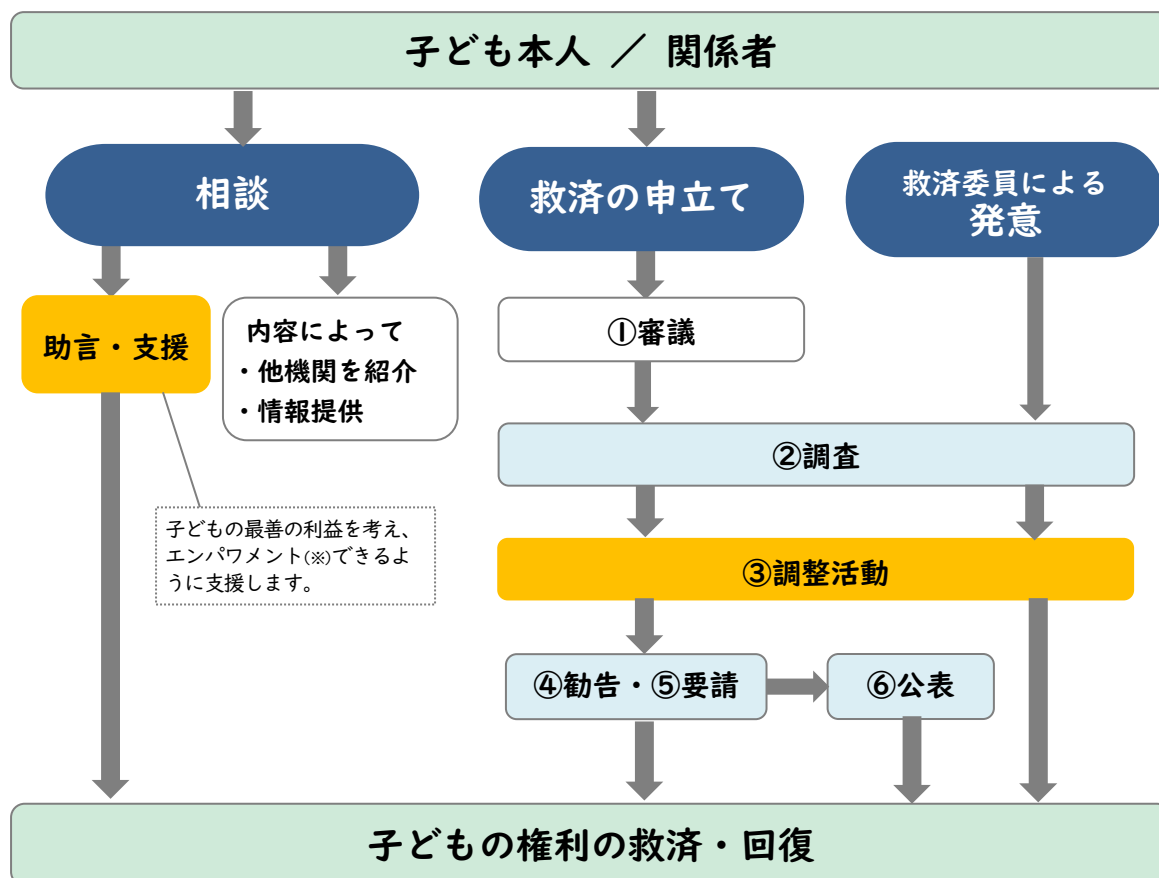
(4) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

子どもが悩んでいることや子どもの権利が守られていないことについて、子どもや関係者からの相談を受け付ける窓口として、子どもの権利相談室を設置しています。

子どもたちの最善の利益を保障するため、子どもや関係者からの相談に応じ、助言や支援を行うとともに、子どもの意向をもとに調査・調整活動などを行います。

呼称	むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」（略称：はぴくろ）
開設日	平成25年4月1日
設置場所	福岡県宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所 子ども支援課（西館1階）
対象者	宗像市在住の18歳未満の子どもとその関係者
相談方法	●面接 ①来所相談 ②出張相談（平成27年度～） ●電話 子ども専用フリーダイヤル 0120-968-487 クローバー よつばかな？ 大人用電話番号 0940-36-9094 ●手紙 ①通常の郵便 〒811-3492（住所不要）むなかた子どもの権利相談室あて ②市内小中学校内に設置の「はぴくろポスト」（令和2年度～） ③料金受取人払の郵便（令和5年度～） ●オンライン（令和4年度～）
相談時間	月曜日～金曜日 10:00～18:30（土日祝日・年末年始は休み）
マスコットキャラクター ふくちゃん  平成27年、市内の子どもたちにイメージキャラクターを募集。子どもたちの投票によって決定しました。 友だちキャラクター ルカちゃん・ルイくん  令和4年度、市内の子どもたちに「ふくちゃんの友だちキャラクター」を募集。子どもたちの投票によって決定しました。 ※令和7年度中にふくちゃん、ルカちゃん・ルイくんのデザインをリニューアルしました。	

(5)子どもの権利救済・回復までの流れ



(※) エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくための社会的技術や能力を獲得すること。

①審議	救済の申立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。
②調査	客観的な事実関係を把握するために行います。条例第2条で規定するもの全てに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。
③調整活動	問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。
④勧告	実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。
⑤要請	実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うよう促す場合に行います。
⑥公表	救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等の報告の内容を公表することができます。

2 子どもの権利救済・回復活動の概況

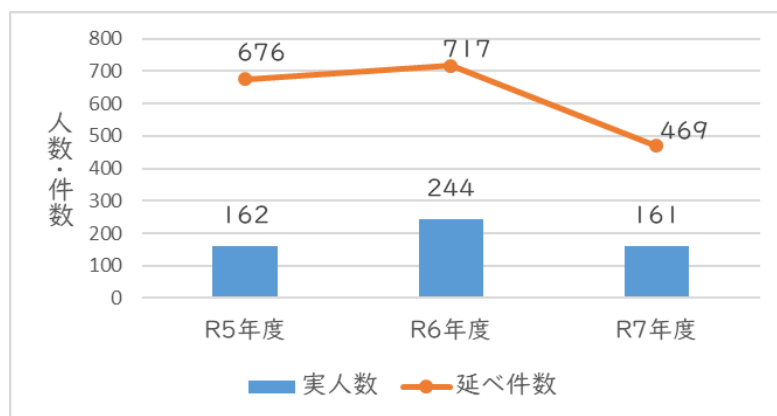
(1) 相談活動の概況

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに寄せられた相談は下記のとおりです。

① 年間相談対応件数

令和7年度に相談を受けた人数（以下、実人数）は161人、相談・支援を行った件数（以下、延べ件数）は469件でした。令和6年度と比較すると、実人数は83人減り、延べ件数は248件の減少でした。

	R5年度	R6年度	R7年度
実人数	162	244	161
延べ件数	676	717	469



② 相談者の内訳

相談者の90.0%が子ども本人でした。延べ件数については、連携を図った件数も含まれており、多い順に「子ども本人」「教員」「保護者」「その他」でした。「その他」は関係機関と相談・連携した件数が主で、地域の方からの相談等も含んでいます。

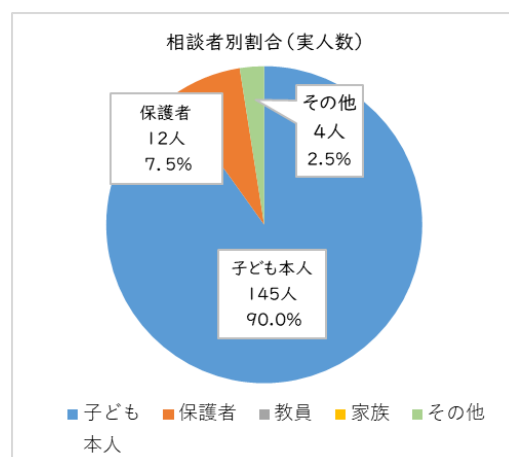
	子ども 本人	保護者	教員	家族	その他	合計
実人数	145	12	0	0	4	161
延べ件数	373	26	55	0	15	469

※ 家族

兄弟や祖父母など、保護者以外の親族からの相談

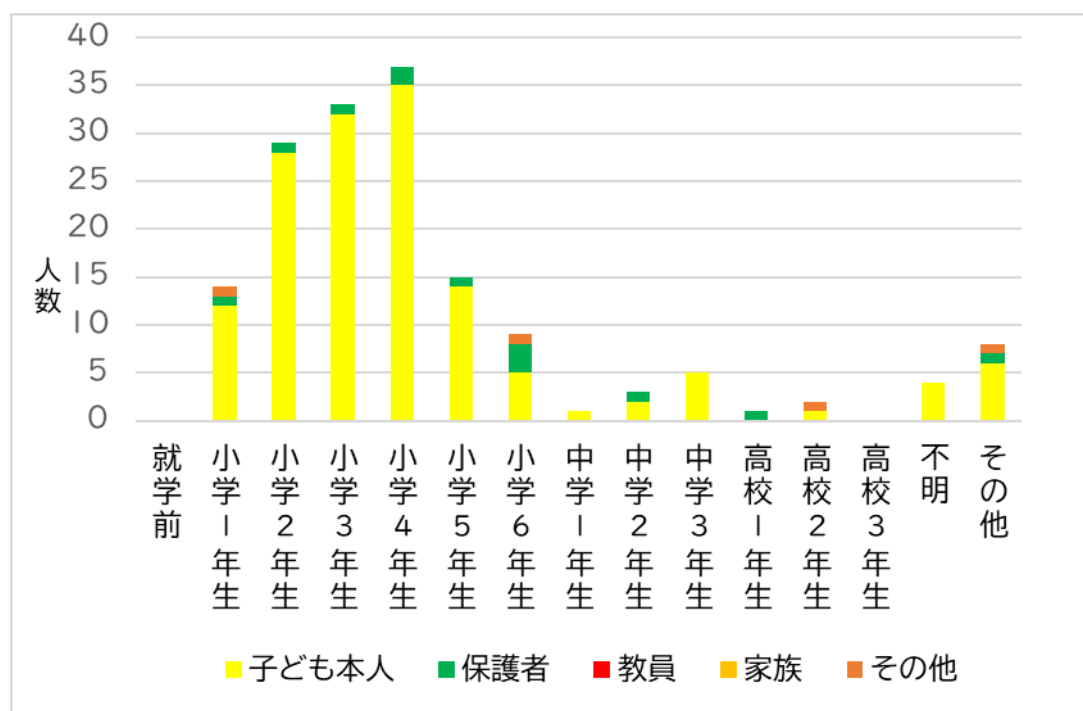
※ その他

それ以外の関係者や関係機関からの相談



③ 相談者・相談対象の子どもの学年〔実人数〕

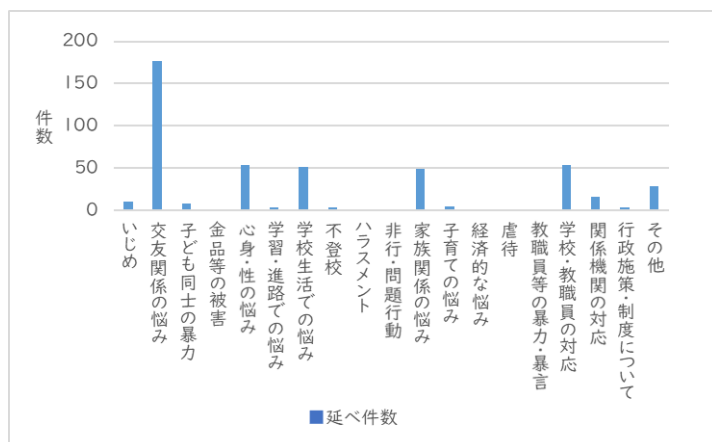
子ども本人からの相談については小学生からの相談が 86.9%でした。相談が多い学年は多い順に小学4年生、3年生、2年生でした。



相談者 \ 相談対象者	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	不明	その他	計
子ども本人	0	12	28	32	35	14	5	1	2	5	0	1	0	4	6	145
保護者	0	1	1	1	2	1	3	0	1	0	1	0	0	0	1	12
教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	4
合計	0	14	29	33	37	15	9	1	3	5	1	2	0	4	8	161

④ 相談内容（全体・子ども本人からの相談）〔延べ件数〕

<全体の相談内容>



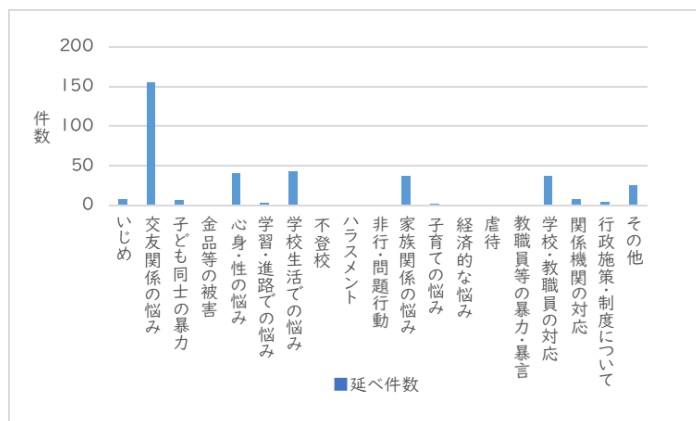
全体の相談件数の内容別内訳です。

延べ件数でみると、多い順に「交友関係の悩み（177件 37.7%）」「心身・性の悩み（54件 11.5%）」「学校・教職員等の対応（54件 11.5%）」でした。

※ 「その他」の内容としては、雑談等が主なものです。

	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路での悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動
延べ件数	12	177	8	-	54	4	52	4	-	-
	2.5%	37.7%	1.7%		11.5%	0.9%	11.1%	0.9%		
	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	計
延べ件数	49	5	-	1	-	54	15	4	30	469
	10.4%	1.1%		0.2%		11.5%	3.2%	0.9%	6.4%	

<子ども本人からの相談内容>



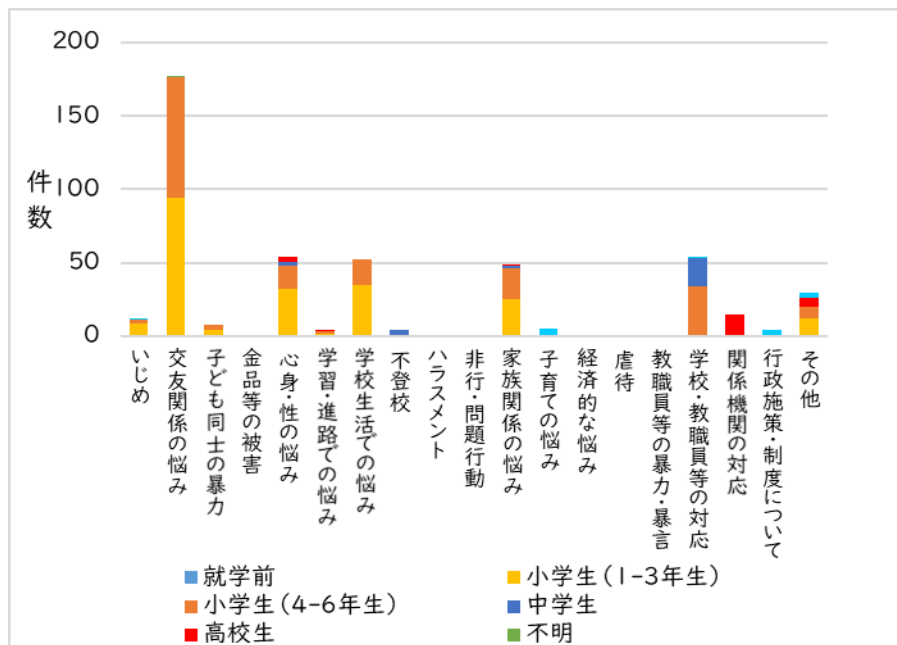
子ども本人からの相談件数の内容別内訳です。

延べ件数でみると、多い順に「交友関係の悩み（155件 41.6%）」「学校生活での悩み（43件 11.5%）」「心身・性の悩み（41件 11.0%）」でした。

	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路での悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動
延べ件数	8	155	7	-	41	3	43	1	-	-
	2.1%	41.6%	1.9%		11.0%	0.8%	11.5%	0.3%		
	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	計
延べ件数	37	2	-	1	-	37	8	4	26	373
	9.9%	0.5%		0.3%		9.9%	2.1%	1.1%	7.0%	

⑤ 年代別にみた子ども本人からの相談内容〔延べ件数〕

年代別にみると、小学１～３年生と小学４～６年生からは「交友関係の悩み」、中学生からは「学校・教職員等の対応」について多く寄せられていました。



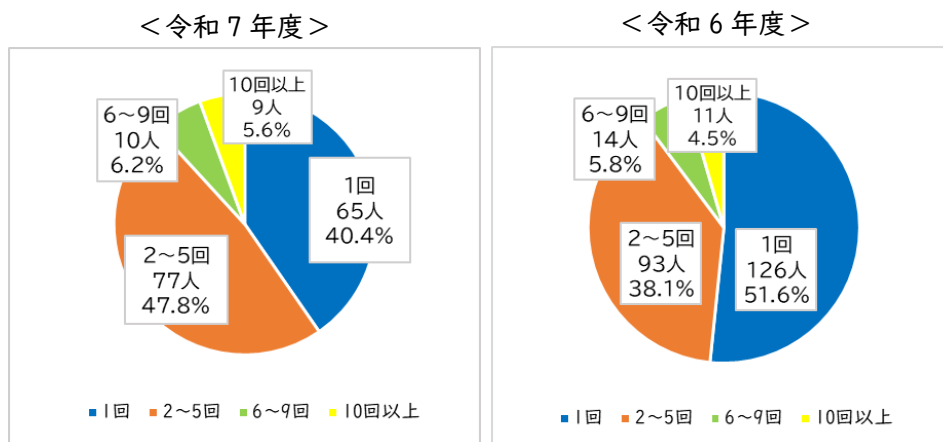
	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路での悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	計
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生(1-3年生)	9	94	4	0	32	2	35	0	0	0	25	0	0	0	0	1	0	0	12	214
小学生(4-6年生)	2	82	4	0	16	1	17	1	0	0	21	0	0	0	0	33	0	0	8	185
中学生	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	2	1	0	0	0	19	0	0	0	28
高校生	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	15	0	0	20
不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	1	0	4	4	15
計	12	177	8	0	54	4	52	4	0	0	49	5	0	1	0	54	15	4	30	469

※ 年齢の「不明」は、匿名での相談で年齢の確認が取れていない場合等

※ 年齢の「その他」は、18歳以上になっても相談が継続している場合等

⑥ 1 ケース当たりの継続回数〔実人数〕

令和7年度の継続回数は、1回が65人（40.4%）、2回以上が96人（59.6%）でした。令和6年度と比較すると「2回以上」の割合が増加していました。



	1回	2~5回	6~9回	10回以上	計
R7年度	65 40.4%	77 47.8%	10 6.2%	9 5.6%	161
	2回以上 96 (59.6%)				
R6年度	126 51.6%	93 38.1%	14 5.8%	11 4.5%	244
	2回以上 118 (48.4%)				

⑦ 相談方法別にみた相談件数

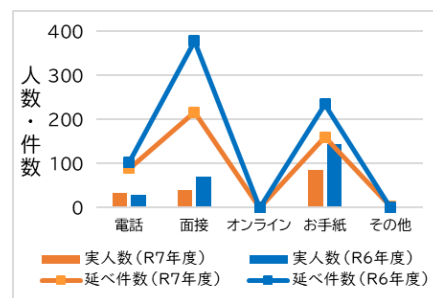
実人数で見ると「はぴくろポストでのお手紙相談」、延べ件数で見ると「学校での面接相談」が一番多くなっていました。

※ 当該年度初回相談時の相談方法にのみ実人数をカウントしています（例：1人の子から初回電話相談があり、後日来所しての相談があった＝「電話相談」実1人、延べ1件、「面接相談(来所)」実0人、延べ1件）

	電話	面接			オンライン	お手紙		その他	合計
		来所	学校	その他		はぴくろポスト	郵便		
実人数	33	8	31	1	0	86	0	2	161
延べ件数	89	26	183	8	0	160	0	3	469

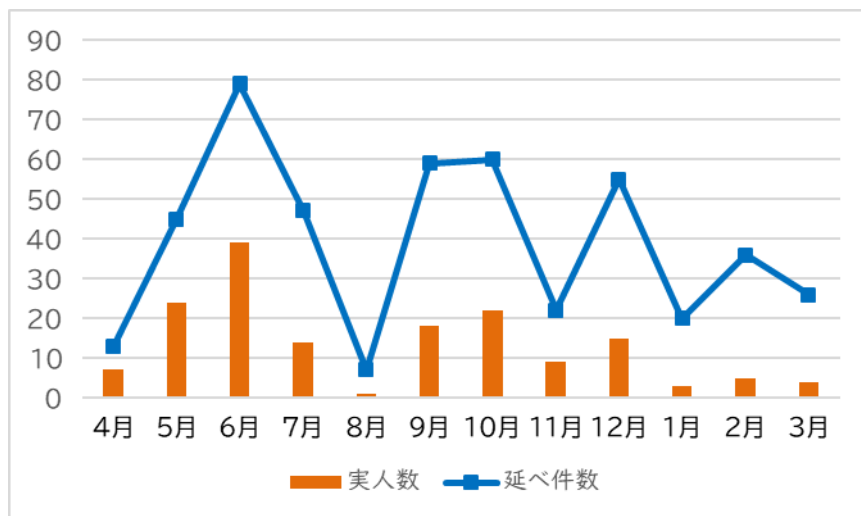
※ 出張相談会での面接・お手紙相談の件数は、各々「面接相談」「お手紙相談」の中に含まれています。

	電話	面接	オンライン	お手紙	その他	合計
実人数(R7年度)	33	40	0	86	2	161
実人数(R6年度)	28	71	0	144	1	244
延べ件数(R7年度)	89	217	0	160	3	469
延べ件数(R6年度)	103	378	0	235	1	717



⑧ 月別相談件数

月別にみると、例年と同様にゴールデンウィーク後の5、6月と夏季休暇後の9、10月の相談件数が多くなっていました。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	7	24	39	14	1	18	22	9	15	3	5	4	161
延べ件数	13	45	79	47	7	59	60	22	55	20	36	26	469

(2) 救済申立て・発意

① 救済申立て件数、案件数

令和7年度は、救済申立て・救済申立て案件はありませんでした。

	R5年度	R6年度	R7年度
救済申立て	1	0	0
救済申立て案件	0	0	0

② 発意件数

令和7年度の発意件数は0件でした。

	R5年度	R6年度	R7年度
発意	0	0	0

※ 救済申立て件数

当該年度に救済申立てがあった件数

※ 救済申立て案件数

当該年度にあった救済申立てについて調査等を開始した件数

※ 発意件数

当該年度に救済委員が自らの判断で調査等を開始した件数

3 広報・啓発活動

<活動の概要>

子どもの権利を広く周知し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、下記の活動を行いました。

項目	実施時期	対象等	備考
(1)子どもたちへ向けての活動			
リーフレット・カード配布	4-6 月	市立学校(21 校)、県立宗像中学校、宗像高等学校、東海大学付属福岡高等学校	全児童生徒に配布(約 11,000 部)
はぴくろ通信 [No.30-33] 配布	5 月, 9 月 10 月, 2 月		
はぴくろ通信卒業号・卒業記念品配布	3 月	市立中学校(7 校)	9 年生に配布(約 900 部)
市立小・中学校での啓発	5, 6 月	市立学校	動画を用いて啓発
市立小学校での出張相談会	6-12 月	市立小学校	市立小学校(14 校)にて実施
福岡県立宗像中学校・高等学校文化祭(鳳雛祭)出店	5 月	宗像中学校、宗像高等学校、市民等	子どもの権利に関する啓発
年長児への絵本の読み聞かせ	1-3 月	市内の保育所、認定こども園、幼稚園、届出保育施設等	希望のあった園(かとう保育園、平等寺保育園、かとう西保育園)にて実施
(2)市民や地域へ向けての活動			
インスタグラムでの発信	随時	市民等	相談室の活動について紹介・報告
図書館展示	11, 12 月		子どもの権利に関する啓発
市立学校での研修	1 月	市立学校(1 校) 教職員	奥村救済委員による研修
(3)意見を表明する活動			
はぴくろ子どもひろば ～未来へつなごう!むなかたの宝もの～ 開催	7-11 月	はぴくろ子ども実行委員(15 人) 市民等	「むなかたの宝もの」を探究し発表。実行委員が決めた遊びコーナーを展開

(1) 子どもたちへ向けて

① リーフレット・カード、はぴくろ通信、はぴくろ通信卒業号・卒業記念品

例年、リーフレット・カードは年度初めに、「はぴくろ通信」は年4回、宗像市立学校(21校)、福岡県立宗像中学校・高等学校、東海大学附属福岡高等学校の児童生徒へ向けて配布しています。宗像市立中学校(7校)の9年生に対し、卒業後の相談室利用に繋がるよう、「はぴくろ通信卒業号」と卒業記念品「はぴくろノート」を配布しました。ノートの裏表紙の二次元コードを読み取ると、はぴくろのホームページに繋がります、はぴくろへの相談方法とその他の相談機関を紹介しています。



はぴくろ通信 [No. 30-33]



はぴくろ通信卒業号

卒業記念品「はぴくろノート(B5サイズ)」

② 市立小・中学校での啓発

宗像市立学校の児童生徒に対し、年度初めに子どもの権利や相談方法について動画を用いて啓発しています。

③ 市立小学校での出張相談会

子どもたちからの「学校に来てほしい」「相談できる場所を増やしてほしい」という声に応えるため、平成27年度、小学校を訪問し相談を受け付ける出張相談会を開始しました。令和7年度も「ハッピークローバー」を身近に感じてもらい、子どもたちが相談しやすい環境の構築を目指して、市立小学校14校で計20回実施し、約850人が参加しました。

・ 実施期間 令和7年6月～令和7年12月

・ 実施内容

➤ 相談コーナー

個別ブースを設置し、安心して相談できるように配慮しました。

➤ お手紙相談コーナー

お手紙相談用紙とはぴくろポストを置き、お手紙でも相談できるようにしました。

➤ 遊びコーナー

「ハッピークローバー」に親しみをもってもらえるよう、はぴくろかるたやマスコットキャラクターふくちゃん、ルカちゃん・ルイくんのぬり絵などができる場を設置しました。



はぴくろポスト



はぴくろかるた



ぬり絵

④ 福岡県立宗像中学校・高等学校文化祭(鳳雛祭)^{ほうすいさい}出店

令和 7 年度は宗像中学校・高等学校の文化祭(鳳雛祭)へ初めて出店し、相談室の啓発や子どもの権利に関する絵本紹介などを行いました。



当日の様子

⑤ 年長児への絵本の読み聞かせ

例年、希望園の年長児へ向け、絵本の読み聞かせをとおして、「つらい時はひとりで抱え込まずに、近くにいる誰かに相談してほしい」ということを伝えています。令和 7 年度は、かとう保育園、平等寺保育園、かとう西保育園で実施しました。令和 7 年度は、図書課の協力のもと、子どもの権利に関する絵本を 4 冊選定し、その中から 1 冊各園が選択し、はぴくろ絵本の「あなたのきもちきかせてよ」とあわせて計 2 冊の読み聞かせを行いました。



絵本の読み聞かせの様子

① インスタグラムでの発信

#きょうのあにまる





🎄 クリスマス 🎄 今年もありがとう 🐾 良いお年を〜



Instagram : @munakata city hapikuro968

毎年、宗像市子どもの権利の日（11月20日）に合わせ、宗像市民図書館中央館において、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関する展示をしています。

[illegible]

市立学校の教職員に対し、奥村救済委員より「気になる児童の見立てと手立て～ストレスマネジメントの観点から～」をテーマに研修を行いました。



(3) 意見を表明する活動

子どもたちが主体となり、子どもたちの思いや意見を社会へ届けるイベントとして、11月22日に「はぴくろ子どもひろば～未来へつなごう！おなかたの宝もの～」を開催しました。公募により、小学1年生から高校1年生までのはぴくろ子ども実行委員15人が集まりました。7～11月まで月1回企画や準備を行い、当日の運営も実行委員の子どもたちが中心となって行いました。

① 企画・準備

はぴくろ子ども実行委員として活動経験のあるメンバーも多く参加し、和やかな雰囲気の中、企画・準備を行いました。実行委員一人ひとりが宗像の魅力を考え、道の駅おなかたや海の道おなかた館などでフィールドワークを実施し、宗像市民図書館中央館で探究活動を行って、「おなかたの宝もの」として自分の意見をまとめました。



道の駅おなかたでの活動



海の道おなかた館での活動



宗像市民図書館中央館での活動

② はぴくろ子どもひろば当日

宗像市子どもの権利の日（11月20日）に合わせて、11月22日に開催しました。当日は子どもの思いや意見を伝える活動として、「おなかたの宝もの」を発表するとともに、子どもたちが活躍できる活動として展示・遊びコーナーを運営し、83人の来場がありました。



R7年度はぴくろ子ども実行委員



開会のことば



発表の様子



展示コーナー（はぴくろの木・おなかたの宝ものまとめ）



遊びコーナー

4 子どもの権利救済委員からのメッセージ

私が見つけた「むなかたの宝もの」

宗像市子どもの権利代表救済委員
河内 祥子

「むなかたの宝ものは何？」と問われたら、多くの人は美しい景観や美味しい食べ物を挙げますよね。確かに宗像市には、豊かな自然や歴史ある文化財、そして自慢の特産品がたくさんあります。今年度の子どもたちのイベント「未来へつなごう!むなかたの宝もの」でも、子どもたちがたくさんの宝もの取材し、文献などで調べて報告してくれました。

しかし、私が、この活動を通じて見つけたのは、そうした物理的な場所や物ではなく、もっと本質的な「環境」でした。

私が最も感動したのは、子どもたちが市民図書館で事典や本に向き合う姿です。異なる学校や学年の子どもたちが、事典の目次や索引を使いこなし、情報の海から必要な「宝」を掘り出していく。その手つきは驚くほど自然でした。本や図書館というツールが日常的に手元にあり、あたりまえのように使いこなしてきたからこそ培われた「生きる力」です。

これからの AI 時代、ただ答えを検索する力以上に、多様な情報の中から真実を見極め、自らの思考を深める力が不可欠になります。そのための「情報の入り口」として、学校図書館と公共図書館がいかに重要か。宗像市が 20 年以上にわたり、学校図書館の図書費を確保し、司書教諭や学校司書という専門職を支え続けてきたことは、まさに子どもたちがこれからの未来を生き抜くための、最も賢明な投資であつたと確信しています。

この光景は、誰か一人の力で実現したものではありません。様々な困難や制約のなかでも、専門職の配置を維持するために尽力してきた方々、絶えず予算を確保してきた行政の担当者、子どもの興味を引き出し本と繋いできた学校の先生、好奇心に寄り添いサポートするご家族、そして地域で見守ってくださる方々。多くの方々が、「子どもの学びを大切にする」という一点において、ぶれることなく守り抜いてきたもの。これこそが、宗像市が誇るべき最大の「宝もの」です。

一見するとこの「宝もの」は、華やかさに欠け、すぐに劇的な変化が見えるものではありません。しかし、この地味な環境こそが、子どもたちの 10 年後、20 年後を輝かせてくれる「魔法」なのです。

子どもたちが主体的に学び、社会とつながろうとする姿を支えること。そして、この豊かな学びの環境を次世代へと手渡していくこと。それこそが、本報告書を手に取る私たちの責務であり、希望であると信じています。

「自分は大切にされている」と感じられる社会を目指して

宗像市子どもの権利救済委員

奥村 賢一

毎日の生活の中で、楽しいことやうれしいことがある一方で、つらいことや悩みを感じることもあると思います。友だちとの関係や学校での出来事、家でのこと、インターネットやSNSでのやりとりなど、「どうしたらいいのだろう」と一人で考え込んでしまうこともあるかもしれません。

そんなときに、ぜひ覚えていてほしいことがあります。それは、みなさん一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分の気持ちや考えを伝える権利を持っているということです。うれしい気持ちも、悲しい気持ちも、いやだと感じる気持ちも、どれも大切なものです。「こんなことを言ったら迷惑かな」「がまんしたほうがいいのか」と思う必要はありません。みなさんの気持ちは、きちんと大事にされるべきものです。

もし、つらいことや困ったことがあったときは、一人で抱え込まなくて大丈夫です。信頼できる人に話してみてください。友人、家族、学校の先生、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域で見守ってくれている人など、みなさんの周りには、話を聞こうとしている人がいます。すぐにうまく言葉にできなくてもかまいません。「ちょっと話を聞いてほしい」と伝えるだけでも、はじめの一步になります。

また、「こんなことを話していいのかな」「知られたくないな」と思うときもあるかもしれません。そのようなときには、電話やインターネットで相談できる場所もあります。名前を言わずに相談できる場所もありますので、自分に合った方法で助けを求めてください。みなさんの声を受け止めるためのしくみは、少しずつ広がっています。

そして、もしまわりに困っている友だちがいたら、気にかけてあげてください。「大丈夫？」と声をかけたり、信頼できる大人につないだりすることも、大切な支えになります。ただし、無理をして一人で抱え込む必要はありません。困ったときは、あなた自身も大人に頼ってよいのです。

私たち大人は、みなさんが安心して過ごせるように、そして自分らしく成長していけるように支えていきたいと考えています。そのためには、みなさんの声にしっかり耳を傾け、思いを受け止めることがとても大切だと思っています。みなさんが「自分は大切にされている」と感じられることを、何より大事にしています。

どんなときでも、みなさんは一人ではありません。つらいときや苦しいときは、どうか誰かに頼ってください。みなさんの気持ちや願いが大切にされるように、私たちはこれからも一緒に考え、支えていきます。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関する

アンケート調査結果

1. 調査の目的

本調査は、むなかた子どもの権利相談室の各種事業に対する子どもの意見を聴き、本市の子どもの権利保障の充実を図る一助とすることを目的としています

2. 調査対象・回収率

市立小学5年生： 857 / 950 人(回収率90.2%)

市立中学2年生： 856 / 961 人(回収率89.1%)

総数： 1,713 / 1,911 人(回収率89.6%)

3. 調査方法

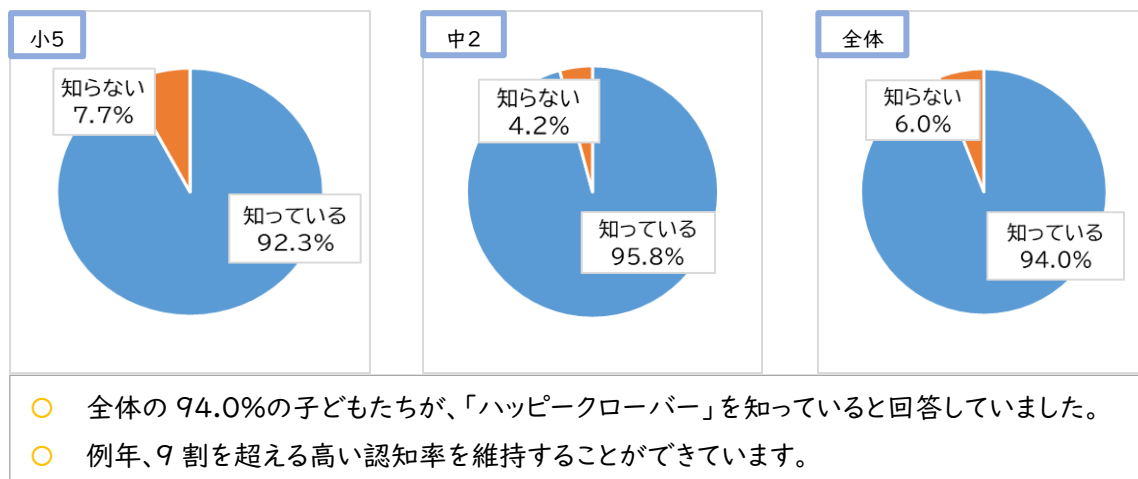
各学校へ協力を依頼。各児童生徒タブレットにて実施

4. 調査期間

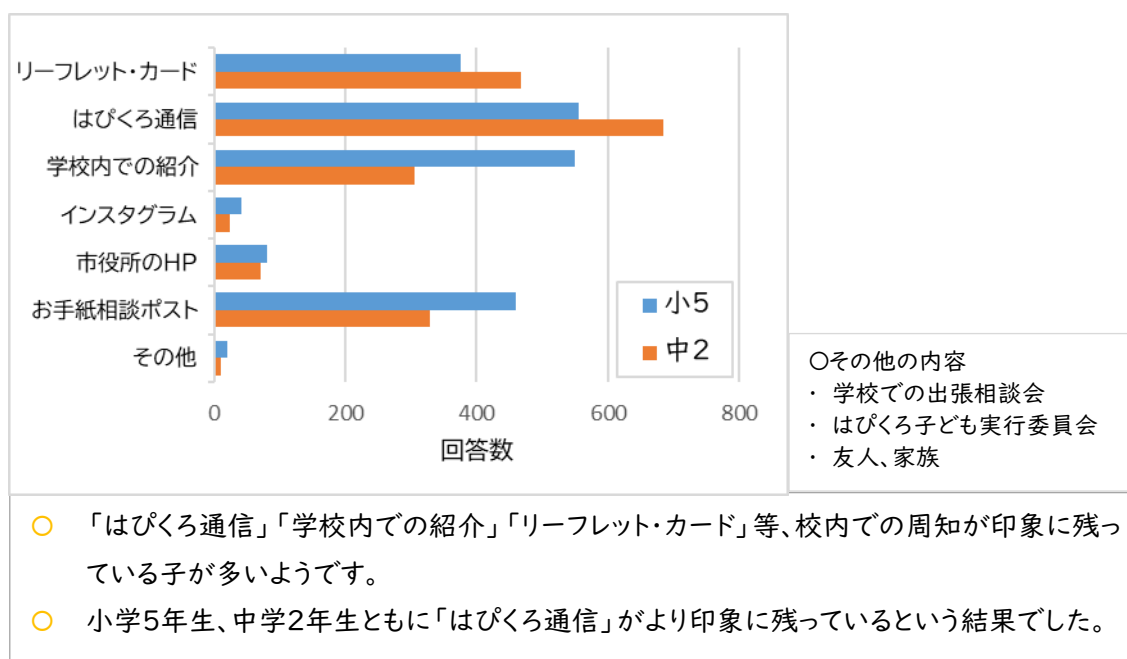
令和7年12月1日～令和7年12月24日

5. 調査結果（全7項目）

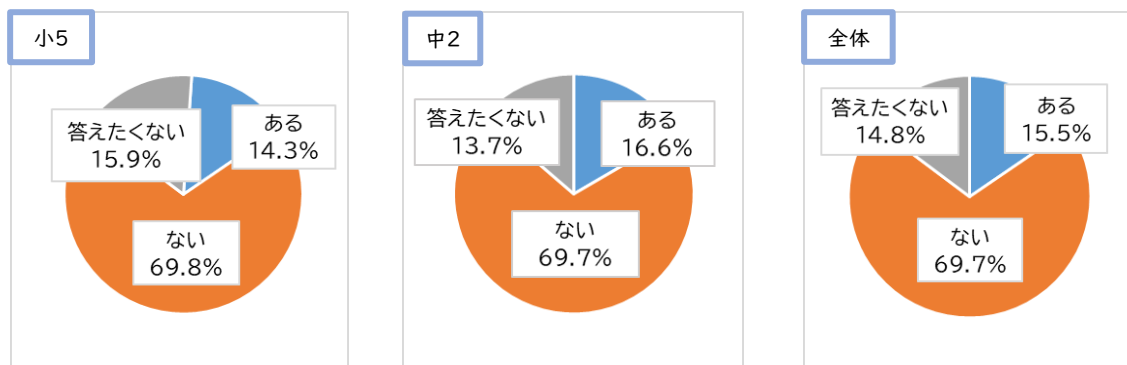
① むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？



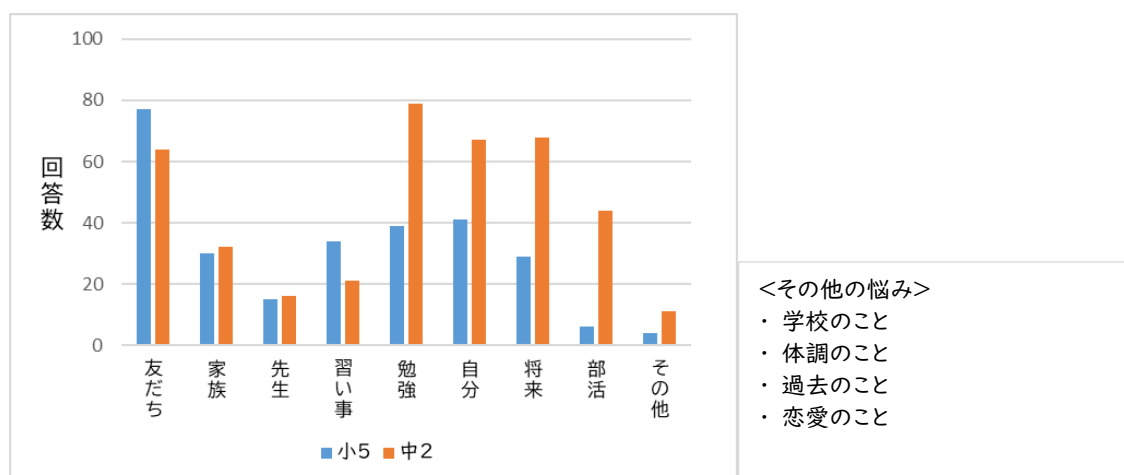
② 「ハッピークローバー」の紹介で、見たこと、聞いたことがあるものにチェックをつけてください（複数回答可）。



③ あなたは今、悩んだり、困ったりしていることがありますか？



※ 「ある」と答えた人へ、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？（複数回答可）

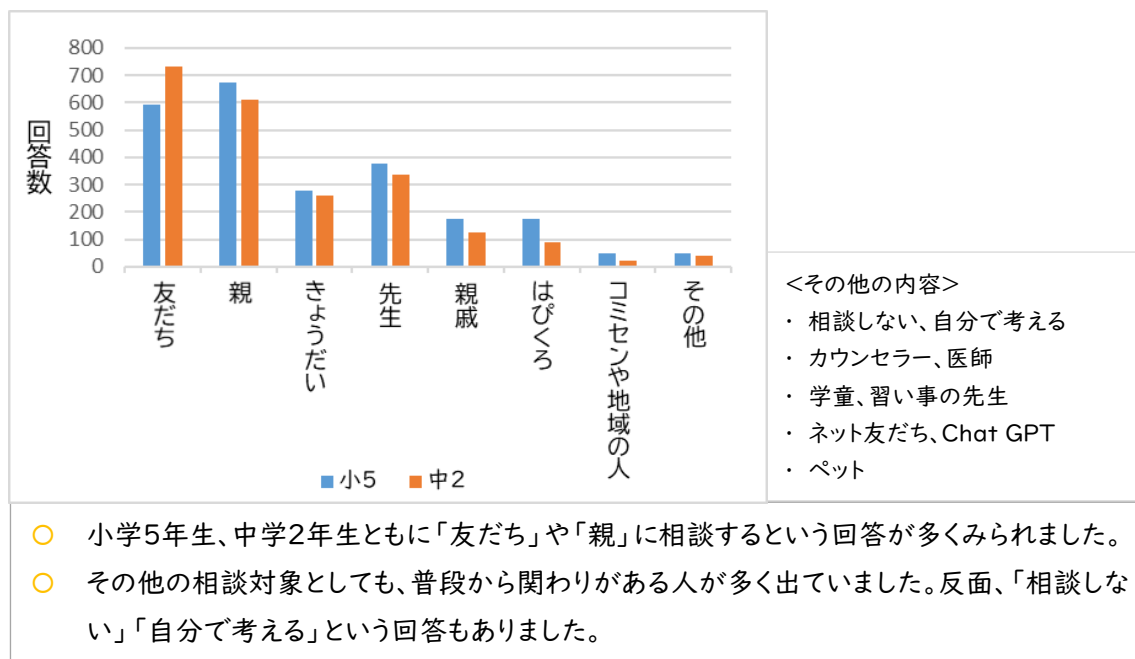


- 全体の 15.5% の子どもたちが、今悩みや困っていることがあると回答していました。
- 内容として、小学5年生は「友だち」についての悩みが多いのに対し、中学2年生は「勉強」「将来」「自分」「友だち」についての悩みが多くなっていました。

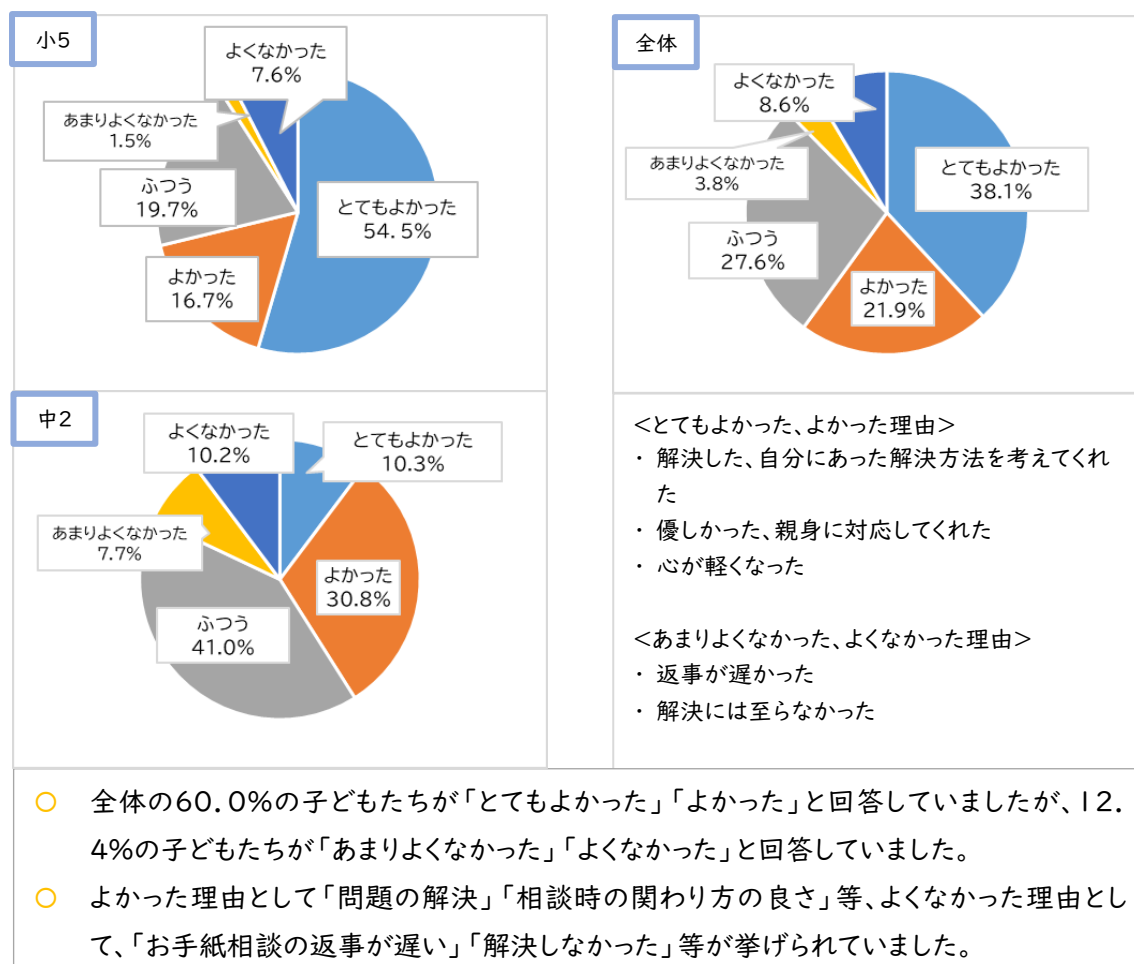
※ 「ない」と答えた人へ、悩んだり困ったりした時、それをどうやって乗り越えましたか？
（自由記述）

- ・ まわりの人（友だち、家族、先生、はぴくろ、専門機関等）に相談した
- ・ 解決できるように考えて動いた（学校のアンケートに書いた、相手に気持ちを伝えたなど）
- ・ 本を読んだり、ゲームをしたり、好きなものを食べたりして、気を紛らわせた
- ・ 時間が経つにつれ、気持ちが変わった、忘れた
- ・ 気合いや我慢で乗り越えた
- ・ ゆっくり寝て身体を整えた
- ・ 経験だと思ってポジティブに受け入れた
- ・ 嫌なこと、人と距離を置いた
- ・ 気持ちを整理した、切り替えた
- ・ 友だちと遊んだ
- ・ 音楽を聴いた
- ・ 深呼吸した
- ・ 自分を褒めた
- ・ 不幸なときよりも幸せなときの方が多いことを頭の片隅に置くようにした

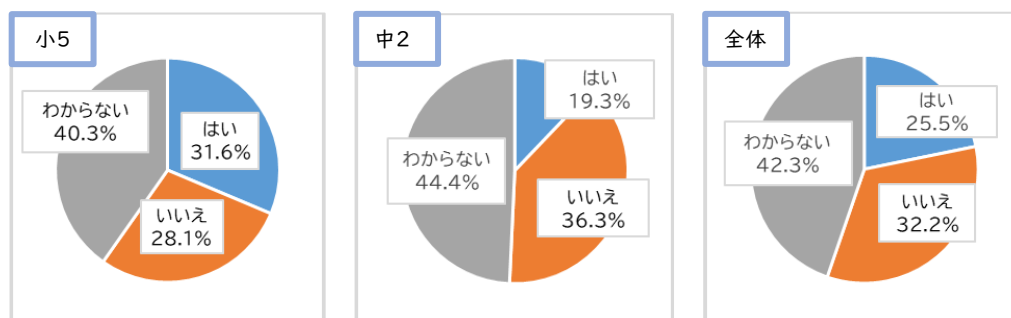
④ あなたは悩んだり、困ったりしているとき、だれに相談しますか？（複数回答可）



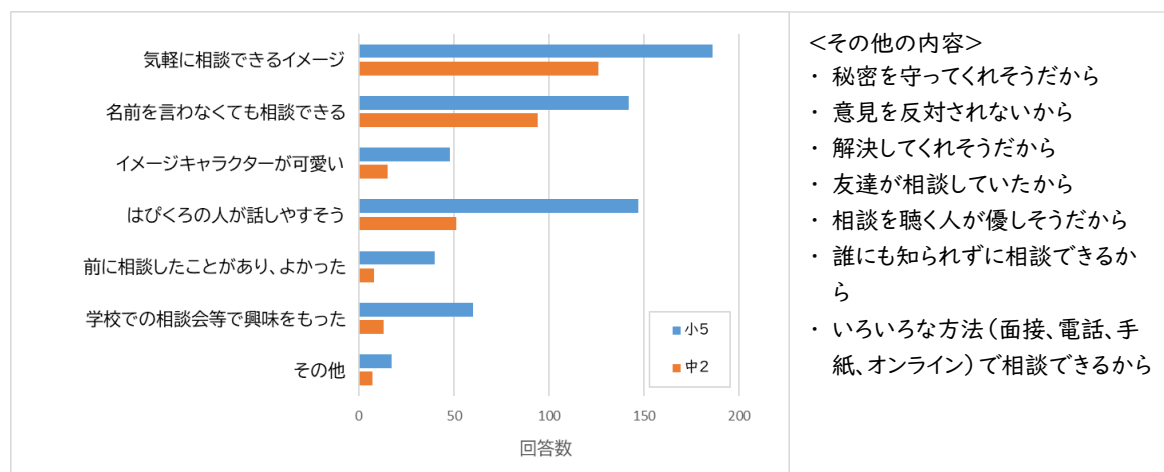
⑤ これまでに、「ハッピークローバー」へ相談したことがある人にお聞きます。相談してみてどうでしたか？



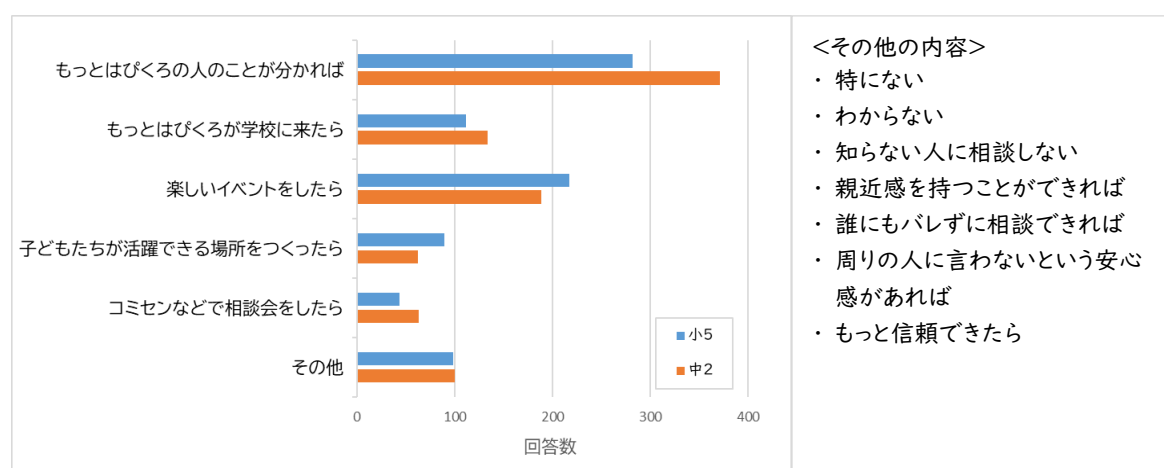
⑥ これから先、あなたが悩んだり、困ったりしたとき、「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？



※ 「はい」と答えた人へ、「相談してみようかな」と思ってくれた理由や、きっかけがあれば、教えてください。



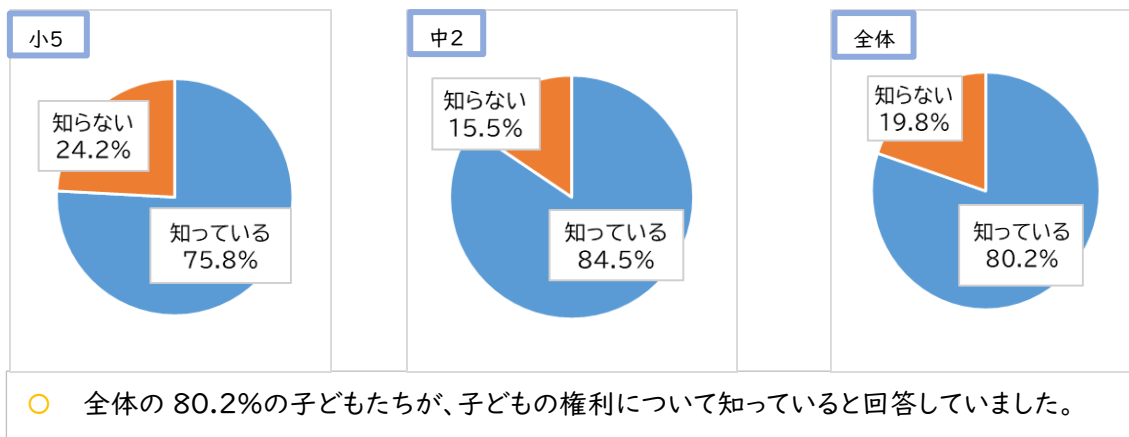
※ 「いいえ」と答えた人へ、「ハッピークローバー」がどうなれば、または、「ハッピークローバー」にながれば、「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？



- 全体の25.5%の子どもたちが、悩みがある時は、「ハッピークローバー」に相談してみようと思うと回答していました。
- 「もっとはぴくろの人のことが分かれば」「楽しいイベントをしたら」はぴくろへの相談につながるという回答が多くありました。また、その他の内容としては「特にない」「わからない」「知らない人に相談しない」が回答の多数でした。

- ⑦ 「宗像市子ども基本条例」では、みなさんには生まれた時から、「4つの子どもの権利」があるとされています。この子どもの権利のことを知っていますか？

※4つの権利＝「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」



宗像市子ども基本条例と宗像市子ども施策

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯

① 条例制定の経緯

平成元年 11 月	国連総会で「児童の権利に関する条約※」を採択（11 月 20 日）
平成 6 年 4 月	「児童の権利に関する条約」を日本が批准
平成 10 年 12 月	兵庫県川西市が「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」制定（日本初）
平成 22 年 4 月	「子どもの権利に関する条例」制定を公約とした候補者が市長当選
平成 22 年 7 月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問
平成 23 年 9 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から中間答申書提出
平成 23 年 10 月	パブリック・コメント(市民意見提出手続)を実施
平成 23 年 12 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から最終答申書（条例案）提出
平成 24 年 3 月	市議会において条例制定議案を議決（全員賛成） 条例公布
平成 24 年 4 月	条例施行（子どもの権利救済制度は平成 25 年 4 月 1 日施行）
平成 25 年 4 月	子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室設置

※「児童の権利に関する条約」についての外務省 HP での説明

「この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況に置かれている児童がいるという現実に向き、児童の権利を国際的に保障、促進するため、国連人権委員会の下に設置された作業部会において、多くの国連加盟国政府、国連機関等が参加し、10 年間にわたって行われた審議の成果です。この条約の内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものになっています。」

② 条例への市民（子どもを含む）の意見の反映

○ 意見交換

- 子どもとの意見交換（平成 22 年 10 月 3 日）
宗像市次世代育成支援対策審議会委員が小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施した。
- 子どもに関わる団体との意見交換（平成 22 年 11 月 11 日）
宗像市次世代育成支援対策審議会委員が 5 団体 9 人と意見交換を実施した。

○ アンケート調査

- 宗像市子どもまつりにおける調査（平成 23 年 11 月 3 日）
子どもと大人それぞれを対象に実施した。（子ども 244 人、大人 252 人から回答）
- 市立小中学校における調査（平成 23 年 1 月～2 月）
小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象に実施した。
- 市民アンケート調査（平成 23 年 2 月）
「児童の権利に関する条約」の認知度調査を実施した。

○ 意見募集

- パブリック・コメント（平成 23 年 10 月 1 日～31 日）
15 通 127 件の意見が提出された。また、パブリック・コメントと並行して説明会を実施した。

(2) 条例の特徴及び子ども施策推進体制

① 条例の特徴

- ※ 子どもの権利に関する総合的な条例の施行は、福岡県内では、志免町、筑前町、筑紫野市に次ぎ 4 番目。令和 8 年 1 月現在、全国約 1,800 の地方自治体（都道府県市町村）のうち 93 団体が条例施行（子どもの権利条約総合研究所ウェブサイトより）。
- ※ 「前文」がある条例：市の特別な想いが入った条例。（約 230 本の宗像市条例のうち、前文があるものは 7 本のみ）
- ※ 「子どもの権利（第 2 章）」「大人の責務（第 3 章）」「子どもにやさしいまち（第 4 章）」を 3 つの柱として構成され、「子どもの権利救済制度（第 6 章）」についても規定した、子どもの権利に関する「総合的な条例」に分類されている。本市の子どもの健やかな成長に向けた基本的な理念の規定とともに、子ども施策の推進策や子どもの権利の救済回復の具体策まで規定した条例。

② 施策の推進体制

- 令和 7 年 3 月に「宗像市こども計画（宗像市子ども基本条例行動計画を兼ねる令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年計画）」を策定し、事業を推進している。
- この行動計画の実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会が担うこととされている（第 27 条）。

令和 7 年度 宗像市子ども子育て部の行政組織体制

子ども子育て部	子ども育成課 ※宗像市子ども基本条例及び「宗像市こども計画（宗像市子ども基本条例行動計画）」の所管課 ※宗像市次世代育成支援対策審議会の事務局	子ども政策係
		幼児教育保育係
		幼児施設支援係
	子ども支援課 ※宗像市子どもの権利救済委員の事務局	子ども支援係
		発達支援係
	子ども家庭センター	子ども相談係
		子ども家庭係
		子ども保健係

(3) 子ども育成課所管事業に関する報告

「宗像市こども計画（宗像市子ども基本条例行動計画）」の事業実施状況について、子ども育成課が所管する事業のうち、条例に直接関係する以下の取組等について宗像市子どもの権利救済委員に報告・説明した。（条例の 3 つの柱ごとに整理して、隔月報告）

① 子どもの権利（啓発）について

「令和 7 年度子ども会説明会」における条例周知

- 「家庭教育学級開設説明会」における条例周知
- 「子どもの安全安心セミナー」における条例周知
- 「赤間地区青少年育成部会」における条例講座
- 赤間地区青少年指導委員を対象とした条例講座

- 「子ども支援ボランティア養成講座」における条例講座
- 市広報紙 11 月号への「宗像市子どもの権利の日」記事掲載
- 庁内掲示板による市職員への「宗像市子どもの権利の日」の周知
- 庁舎 1 階ロビー「広告付き番号表示版」での「宗像市子どもの権利の日」の周知
- 各地区コミセンにおける「宗像市子どもの権利の日」のぼり旗の掲示
- 市立学校における「宗像市子ども基本条例に基づく取組」の実施
- 子ども関係施設職員を対象とした「子どもの権利に関する研修会」における条例講座
- 市内商業施設での「宗像・福津児童虐待防止プロジェクト」における子どもの権利啓発
- むなかた子ども大学（メインキャンパス）における条例周知
- 福岡教育大学幼児教育授業における条例講座
- 「40 代・50 代のためのくらしの学校」における条例講座
- 「家庭教育学級」における条例周知

② 大人の責務（市の役割）について

- 子ども関係施設（子育て支援センター、子育てサロン、保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所、プレーパーク、中高生の居場所等）の運営
- 子どもの権利の啓発（上記①）

③ 子どもにやさしいまちづくりについて

- 宗像市次世代育成支援対策審議会（行動計画の指標、目標値等に関する審議）
- 子どもの居場所づくり（プレーパーク、中高生の居場所づくり、子どもの居場所づくり情報交換会、子ども支援ボランティア養成講座の実施等）
- 子どもの意見表明の機会の提供（はぴくろ子どもひろばにおいて、はぴくろ子ども実行委員会が「むなかたの宝もの」について意見表明）
- 子育て支援事業（子育て支援センター運営等）

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

令和4年3月30日条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 子どもの権利（第4条―第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条―第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条―第17条）

第5章 啓発（第18条―第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条―第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子どもも自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にすること、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

（令4条例5・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）子ども 市内に住所を有する18歳未満の者を

いう。

（2）保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。

（3）市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。

ア市内に住所を有する者

イ市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ市内の学校に在学する者

エ市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（4）子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。

ア児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

イ学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

ウ社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設

エその他子どもが関係する施設

（5）虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。次号において「法」という。）第2条の児童虐待をいう。

（6）通告 法第6条第1項による本市福祉事務所又は福岡県宗像児童相談所への通告をいう。

（令4条例5・一部改正）

（責務）

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

（安心して生きる権利）

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

（1）命が守られ、尊重されること。

（2）愛情及び理解をもって育まれること。

（3）温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。

（4）平和で安全な環境の下で生活すること。

（5）あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。

（6）健全な発達を阻害する環境から守られること。（自分らしく生きる権利）

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

（1）個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。

（2）自分で考え、判断し、行動すること。

（3）プライバシーが守られること。

（4）子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

（豊かに育つ権利）

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次

に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
 - (2) 遊ぶこと。
 - (3) 生活のリズムが守られること。
 - (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。
- (意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。
 - (2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。
 - (3) 意思決定に参加すること。
 - (4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。
- (子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

- 2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。
- 3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

- 2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。
- 3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 保護者は、虐待、体罰その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。
- 5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。
- 6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」とであると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。
- 4 市民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じ

て、自主的な活動を支援しなければならない。

- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。
- 4 子ども関係施設は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止に努めるとともに、子ども及び保護者が相談しやすい環境を整備しなければならない。
- 5 子ども関係施設は、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

(令4条例5・一部改正)

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の宗像市次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めなければならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

- 2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護

し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日（以下「権利の日」という。）を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれぬ。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査をすること。

(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2) 人権について十分に配慮すること。

(3) 関係機関等と協力すること。

(救済委員に対する支援及び協力)

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年、活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

(準備行為)

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日条例第5号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

改正 平成28年3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子どもの権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。

(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

(申立ての手続き)

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

(調査)

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において審査請求の審理中である権利関係に関するとき。
- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
- (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
- (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
- (7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないと認めるとき。

2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。

(平28規則11・一部改正)

(調査の中止等)

第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。

- (1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 申立人から救済申出取下げ書（様式第3号）が提出されたとき。

2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者（以下「申立人等」という。）に対して、速やかに通知しなければならない。

(市に対する調査等)

第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。

- 2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。
 - 3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係者間の調整（以下「調整」という。）をすることができる。
 - 4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。
（市以外のものに対する調査等）
- 第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。
- 2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。
 - 3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。
（身分証明書の提示）
- 第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書（様式第4号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。
（勧告などの実施）
- 第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。
- 2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。
（委任）
- 第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）抄

- （施行期日）
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による

様式第1号（第8条関係）

様式第1号（第8条関係）	
救済申立書	
年 月 日	
（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員	
（申立人）	
氏 名	（ 姓 ）
郵便番号	—
住 所	等
電話番号	
救済を必要とする子どもとの関係	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。	
(1) 救済を必要とする子どもの氏名等	
氏名	年齢
郵便番号	住所等
電話番号	その他
(2) 申立ての理由となった事実の概要	
①救済を求めることは、どのようなことですか。	
②いつ、どこで、起こったことですか。	
*どのような問題なのかを(4)で説明してください。	
(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり]	
(ありの場合、その制度名を記入)	
(4) 添付資料の有無 [なし ・ あり (枚)]	
(5) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 ()]	
(6) 申立ての理由となった問題についての説明等	
備考	

様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）	
口頭救済申立書	
年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 用	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等	
氏名	年齢
郵便番号	住所等
電話番号	その他
救済を必要とする子どもとの関係	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等	
氏名	年齢
郵便番号	住所等
電話番号	その他
(3) 申立ての理由となった事実の概要	
①救済を求めることは、どのようなことか。	
②いつ、どこで、起こったことか。	
*どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり]	
(ありの場合、その制度名を記入)	
(5) 添付資料の有無 [なし ・ あり (枚)]	
(6) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 ()]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等	
備考	

様式第3号（第10条関係）

様式第3号（第10条関係）	
敬請申出取下げ書 年 月 日 （あて先） 宗像市子どもの権利救済委員 （申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	

様式第4号（第13条関係）

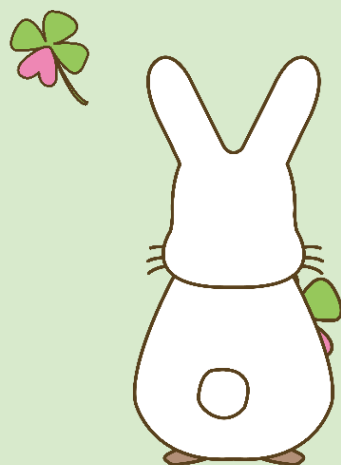
様式第4号（第13条関係）	
1 宗像市子どもの権利救済委員	
（表） 号 横 2.5cm 縦 3.0cm 身分証明書 第 _____ 号 職 名 宗像市子どもの権利救済委員 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 有効期限 _____ 年 月 日 上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。 年 月 日 宗 像 市 長 印	
（裏） 宗像市子ども基本条例（抜粋） （子どもの権利救済委員） 第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。 （救済委員の職務） 第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。 (1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。 (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときは、自らの判断で調査すること。 (4) 必要と認めるときは、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。 (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。	

2 宗像市子どもの権利相談員

2 宗像市子どもの権利相談員	
（表） 号 横 2.5cm 縦 3.0cm 身分証明書 第 _____ 号 職 名 宗像市子どもの権利相談員 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。 年 月 日 宗 像 市 長 印	
（裏） 宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋） （子どもの権利相談員） 第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。 第7条 相談員は、次に掲げる職務を行う。 (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。 (3) 子どもの権利の普及に関すること。 (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。	

令和 7 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職 名	氏 名	職 業 等
子どもの権利代表救済委員	河内 祥子	教育関係者 (福岡教育大学 教授)
子どもの権利救済委員	奥村 賢一	社会福祉士 (福岡県立大学 准教授)
子どもの権利救済委員	副島 久満子	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利相談員	井上 麻衣	社会福祉士 精神保健福祉士
	中村 遼太郎	教員免許保持者
	神野 愛望 (～R7 年 12 月)	臨床心理士 公認心理師
	中川 誠也 (～R7 年 9 月)	臨床心理士 公認心理師
事務局員	恵谷 英之	子ども支援課長
	橋本 由美	子ども支援課主幹兼子ども支援係長
	横尾 幸恵	子ども支援課子ども支援係



『ふくちゃん』は子どもたちが応募した作品の中から子どもたちの投票によって選ばれました。『ふくちゃん』には、“全ての子どもたちに^{ふく}福が来るように”という願いが込められています。

令和7年度 宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書

令和8年7月発行

問い合わせ先：むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

住 所：〒811-3492

福岡県宗像市東郷一丁目1番1号（宗像市役所西館1階）

電 話：0940-36-9094

子ども専用フリーダイヤル：0120-968-487

宗像市公式ホームページ：<http://www.city.munakata.lg.jp>